

説明資料 1

| | | |
|---|--|------------|
| 監督総括課 企画課 | カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（案）の意見募集手続について | 令和7年12月19日 |
| <p>1 趣旨 カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（案）を制定するに当たり、以下のとおり意見募集手続（いわゆる「パブリック・コメント」）を実施するもの。</p> <p>2 意見募集手続対象 カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（案）（別添資料1-1）</p> <p>3 意見募集の方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載（別添資料1-2、1-3）</p> <p>4 意見募集期間 令和7年12月19日（金）～令和8年1月17日（土）（30日間）</p> | | |

○カジノ管理委員会規則第 号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）及び特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）を実施するため、カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則を次のように定める。

令和八年 月 日

カジノ管理委員会委員長 佐藤 隆文

カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則

次の各号に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

- 一 犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項
- 二 特定複合観光施設区域整備法第百七条第四項、第百八十六条第三項（同法第百九十五条及び第二百三十四条第六項において準用する場合を含む。）、第百九十七条第二項、第百九十八条第二項、

第一百九十九条第二項、第二百条第二項、第一百一条第二項、第二百二条第二項及び第一百三条第一

項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（本則関係）

(第1面)

第 号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職 名

氏 名

生年月日

年 月 日 生

写
真

年 月 日 交付
年 月 日 限り有効

カジノ管理委員会

印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

| 法 令 の 条 項 | 該 当 の 有 無 |
|-----------|-----------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「—」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には参考条文を記載することができる。
- 6 この証明書の記載事項については、必要に応じて英文を併記の上、発行することができる。

「カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（案）」に関する意見募集について

令和7年12月19日
カジノ管理委員会事務局

カジノ管理委員会では、「カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（案）」について検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見募集対象

「カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（案）」（別紙参照）

2 意見募集の対象となる案及び関連資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリック・コメント」欄に掲載

3 意見募集期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月17日（土）まで
(郵便の場合は、締切日の消印まで有効とします。)

4 意見提出方法

氏名、住所、所属（会社名、部署名等）、電話番号及び電子メールアドレスを必ず明記の上、以下のいずれかの方法で御提出願います。提出いただく御意見につきましては、日本語に限ります。なお、本要領に基づかない応募や電話による御意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp>）意見提出フォームを使用する場合
「パブリック・コメント：意見募集中案件」における各案件詳細画面の
「意見提出要領（提出先を含む）」を確認の上、[意見入力]へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力」より提出してください。

(2) 郵送する場合

〒105-6090

東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー12階

カジノ管理委員会事務局意見募集担当宛て

※封書に「パブリック・コメント意見」と赤字で御記入ください。

※別添に御記入の上、送付してください。

5 意見の公開について

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、所属（会社名、部署名等）、電話番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に個人に関する情報であつて特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。

(別添)

カジノ管理委員会事務局意見募集担当 宛て

「カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（案）」に関する意見募集について

| | |
|-----------|-------------|
| 氏 名 | (フリガナ) |
| 住 所 | |
| 所 属 | (会社名) (部署名) |
| 電 話 番 号 | |
| 電子メールアドレス | |
| 意 見 内 容 | |

カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（案）について（概要）

令和 7 年 12 月 19 日
カジノ管理委員会事務局

I 背景及び概要

カジノ管理委員会（以下「委員会」という。）は、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「法」という。）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）の規定（下記 II 参照）に基づき、その職員にカジノ事業者等に対する立入検査等を行わせ、また滞納処分をすることができるが、これらの立入検査等や滞納処分に従事する委員会の職員はその身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）を携帯し、関係者に提示しなければならない。このため、委員会の職員の身分証明書の様式を委員会規則において一体的に整備するもの。

II 本規則が対象とする条項の一覧

（1）法における立入検査等の対象条項

- ・広告勧誘に関する立入検査（第 107 条第 4 項）
- ・カジノ事業者が行う業務等に関する立入検査等（第 197 条第 2 項）
- ・カジノ施設供用事業者が行う業務等に関する立入検査等（第 198 条第 2 項）
- ・認可主要株主等の業務等に関する立入検査等（第 199 条第 2 項）
- ・認可施設土地権利者の業務等に関する立入検査等（第 200 条第 2 項）
- ・カジノ関連機器等製造業者等の業務等に関する立入検査等（第 201 条第 2 項）
- ・指定試験機関の業務等に関する立入検査等（第 202 条第 2 項）
- ・指定職員による立入検査等（第 203 条第 1 項）

（2）法における滞納処分の対象条項

- ・入場料納入金等の督促及び滞納処分（第 186 条第 3 項）
- ・国庫納付金等の徴収（第 195 条において準用する第 186 条第 3 項）
- ・審査費用の不足額の徴収（第 234 条第 6 項において準用する第 186 条第 3 項）

（3）犯収法における対象条項

- ・立入検査（第 16 条第 1 項）

III 今後のスケジュール

公 布：未定

施 行：公布の日